

項の決定について通知するものとする。この場合において、検察庁から当該決定を受けた婦人補導院仮退院者について、再犯に係る通知を受けているときは、当該検察庁の検察官に対しても、仮釈放取消等決定通知書により、通知するものとする。

(婦人補導院からの仮退院を取り消す旨の決定をしない旨の判断をした場合の通知)

第143条 地方委員会は、売春防止法第27条第1項の決定をしない旨の判断をしたときは、同項に規定する申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

(婦人補導院仮退院者に係る保護観察事件の終結)

第144条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、婦人補導院仮退院者の保護観察事件に係る事務を終結するものとする。

- (1) 第142条第7項の規定による通知を受けたとき。
- (2) 補導処分に付する旨の言渡しの効力が失われたとき。
- (3) 大赦が行われたとき又は特赦状の送付を受けたとき。
- (4) 保護観察の期間が満了したとき。
- (5) 婦人補導院仮退院者が死亡したことを知ったとき。
- (6) 保護観察事件を移送したとき。

2 保護観察所の長は、前項第4号に掲げる事由により保護観察事件に係る事務を終結したときは、売春防止法第17条第1項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官及び本籍地市区町村長に対し、仮釈放等期間満了通知書により、その旨を通知するものとする。

3 保護観察所の長は、第1項第5号に掲げる事由により保護観察事件に係る事務を終結したときは、売春防止法第17条第1項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、死亡通知書により、その旨を通知するものとする。

4 第87条の規定は、第1項の規定により婦人補導院仮退院者の保護観察事件に係る事務を終結した場合又は担当保護司の指名を解いた場合について準用する。

#### 第4章 生活環境の調整

##### 第1節 通則

(生活環境調整事件に係る事務の開始)

第145条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、法第82条及び売春防止法第24条第1項の規定による生活環境の調整事件（以下「収容中の生活環境調整事件」という。）に係る事務を開始するものとする。

- (1) 矯正施設の長から規則第7条第1項前段又は第5項前段の規定による通知を受けたとき。

(2) 矯正施設の長から規則第7条第1項後段又は第5項後段の規定による通知を受けたとき（第7条第6項前段に規定する場合に限る。）。

(3) 地方委員会から法第37条第2項（法第42条、法第45条、法第47条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、生活環境の調整を行うことを求められたとき（前2号の通知に係る帰住予定地を変更し、又は当該帰住予定地に並行して新たな帰住予定地について調整を求める場合に限る。）。

2 保護観察所の長は、第157条の規定により法第83条に規定する同意を得たときは、同条の規定による生活環境調整事件（以下「裁判確定前の生活環境調整事件」という。）に係る事務を開始するものとする。

（保護観察官の指名）

第146条 保護観察所の長は、前条第1項各号に掲げる場合及び同条第2項の場合には、規則第111条において準用する規則第43条第1項の規定により保護観察官を指名するものとする。

（生活環境の調整の計画）

第147条 規則第111条において準用する規則第42条第1項本文に規定する計画（以下「生活環境の調整の計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 規則第112条第1項（規則第114条第2項において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項（規則第114条第2項において準用する場合には、規則第112条第1項第2号に掲げる事項を除く。）のうち調整を要する事項及び行うべき調整の内容

(2) 規則第112条第2項（規則第114条第2項において準用する場合を含む。）に規定する調整の方法のうち必要と認めるもの

(3) 規則第113条第1項（規則第114条第2項において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項（規則第114条第2項において準用する場合には、規則第113条第1項第2号に掲げる事項を除く。）のうち調査を要する事項

2 前条の保護観察官（以下「生活環境調整主任官」という。）は、生活環境の調整の計画を作成し、又は見直しを行った場合において、規則第111条において準用する規則第43条第2項又は第3項の規定により保護司が指名されているときは、当該保護司（以下「生活環境調整担当保護司」という。）に対し、その内容を通知するものとする。

（保護司の指名）

第148条 保護観察所の長は、規則第111条において準用する規則第43条第2項又は第3項の規定による保護司の指名（以下「生活環境調整担当保護司の指名」という。）をするときは、生活環境調整対象者（法第83条に掲げる者を含む。次条において同

じ。)に関する前条第1項各号に掲げる事項を考慮し、生活環境調整担当保護司に過重な負担とならないよう配慮するものとする。

(保護司に対する通知等)

第149条 保護観察所の長は、生活環境調整担当保護司の指名をしたときは、当該生活環境調整担当保護司に対し、生活環境調整対象者の氏名及び生年月日を記載した書面により、その旨を通知するものとする。

- 2 生活環境調整主任官は、前項の場合には、生活環境調整担当保護司に対し、同項の生活環境調整対象者に係る第7条第1項又は第3項に規定する書面、同条第8項に規定する帰住予定地付近の略図その他の関係書類を交付するものとする。
- 3 保護観察所の長は、生活環境調整担当保護司の指名をしたときは、生活環境調整主任官と生活環境調整担当保護司の適切な役割分担がなされるよう、生活環境調整主任官及び生活環境調整担当保護司との協働の方法について配慮し、生活環境調整主任官に対し、必要な指示をするものとする。

第2節 収容中の者に対する生活環境の調整

(更生保護施設の指定)

第150条 保護観察所の長は、生活環境調整対象者の釈放後の住居を更生保護施設その他の施設とすることが相当であると認めるときは、生活環境調整対象者の希望、生活歴、心身の状況、釈放後の生活の計画、家族の状況、当該施設の設備及び処遇の状況等を考慮して、当該生活環境調整対象者が釈放後に居住すべき更生保護施設その他の施設を指定するものとする。

(矯正施設の長の協力)

第151条 矯正施設の長は、収容中の生活環境調整を行う生活環境調整主任官に対し、当該矯正施設に収容している生活環境調整対象者との面接及び関係記録の閲覧について協力するものとする。収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司が生活環境調整対象者と面接するときも、同様とする。

(生活環境調整担当保護司による生活環境の調整の報告)

第152条 収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司は、必要な調整を速やかに行い、保護観察所の長に対し、生活環境調整報告書(甲) (様式第103号)により、収容中の生活環境調整の状況を報告するものとする。ただし、生活環境調整対象者の帰住予定地が更生保護施設その他の施設であるときは、生活環境調整報告書(乙) (様式第104号)によるものとする。

- 2 収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司は、前項の報告をした後において、生活環境調整対象者の生活環境に著しい変動が生じたとき、又は保護観察所の長から求められたときは、保護観察所の長に対し、生活環境調整追報告書(様式第105

号)により、収容中の生活環境調整の状況を報告するものとする。ただし、生活環境調整対象者の帰住予定地が更生保護施設その他の施設であるときは、生活環境調整報告書(乙)によるものとする。

3 収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司は、生活環境調整対象者と面接したときは、保護観察所の長に対し、生活環境調整面接状況報告書(様式第106号)により、面接の状況を報告するものとする。

4 収容中の生活環境調整を行う生活環境調整主任官は、前3項の報告について、生活環境の調整の計画の見直し、生活環境調整対象者との面接、収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司に対する指導及び助言その他の必要な措置をとるものとする。  
(生活環境の調整の状況の通知)

第153条 保護観察所の長は、前条第1項及び第2項の規定により報告を受けたときその他必要があると認めるときは、生活環境調整対象者を収容している矯正施設の長及び当該矯正施設の所在地を管轄する地方委員会に対し、生活環境調整状況通知書(様式第107号)により、当該生活環境調整対象者の収容中の生活環境調整の状況を通知するものとする。

(収容中の生活環境調整事件の終結)

第154条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、収容中の生活環境調整事件に係る事務を終結するものとする。

- (1) 生活環境調整対象者について、懲役又は禁錮の刑の執行の停止が3月を経過したとき。ただし、当該執行の停止が取り消される見込みがある場合は、この限りでない。
- (2) 生活環境調整対象者が、仮釈放、少年院からの仮退院、婦人補導院からの仮退院、刑の執行の終了、保護処分の取消し、補導処分に付する旨の言渡しの失効、恩赦、逃走、死亡等により矯正施設に収容中の者でなくなったとき。
- (3) 生活環境調整対象者の帰住予定地が保護観察所の管轄区域内でなくなったとき。

(保護司に対する担当終了の通知)

第155条 保護観察所の長は、前条の規定により収容中の生活環境調整事件に係る事務を終結した場合において、生活環境調整担当保護司の指名をしているときは、当該生活環境調整担当保護司に対し、書面により、その旨を通知するものとする。ただし、刑の執行の終了(法第44条第1項の規定により刑の執行を受け終わったものとされた場合を除く。以下同じ。)により終結したとき又は仮釈放、少年院からの仮退院若しくは婦人補導院からの仮退院により終結した場合において生活環境調整対象者に対して実施することとなる保護観察について担当保護司の指名をするときは、通知することを要しない。

2 生活環境調整担当保護司は、前項本文の通知を受けたとき又は刑の執行の終了により

収容中の生活環境調整事件に係る事務が終結したときは、第149条第2項の規定により交付された書面その他の関係書類を保護観察所の長に返還するものとする。

3 第1項本文及び前項の規定は、第1項本文の生活環境調整担当保護司の指名を解いた場合について準用する。

(準用)

第156条 第58条の規定は、収容中の生活環境調整について準用する。この場合において、同条第2項中「保護観察処分少年及び少年院仮退院者」とあるのは、「保護処分の執行のため少年院に収容されている生活環境調整対象者」と読み替えるものとする。

### 第3節 保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整

(裁判確定前の生活環境調整事件の開始のための措置)

第157条 保護観察所の長は、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者（以下「裁判確定前の保護観察付執行猶予者」という。）が保護観察所に出頭したときは、保護観察官をして面接させ、法第83条の規定による生活環境の調整（以下「裁判確定前の生活環境調整」という。）を行う必要があるか否かの判断に必要な事項の聴取その他の調査を行わせるものとする。

2 保護観察所の長は、前項の調査の結果を踏まえ、裁判確定前の生活環境調整を行う必要があると認めるときは、規則第114条第1項の規定により、裁判確定前の保護観察付執行猶予者に対し、裁判確定前の生活環境調整を行うことについて同意を求めるものとする。

3 規則第114条第1項の書面は、裁判確定前の生活環境調整同意書（様式第108号）とする。

(裁判確定前の生活環境調整の手続)

第158条 裁判確定前の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司は、必要な調整を速やかに行い、保護観察所の長に対し、書面により、裁判確定前の生活環境調整の状況を報告するものとする。

2 裁判確定前の生活環境調整を行う生活環境調整主任官は、前項の報告について、生活環境の調整の計画の見直し、生活環境調整対象者との面接、裁判確定前の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司に対する指導及び助言その他の必要な措置をとるものとする。

3 第150条の規定は、裁判確定前の保護観察付執行猶予者の住居を更生保護施設その他の施設とすることが相当であると認める場合について準用する。この場合において、同条中「釈放後の生活の計画」とあるのは「生活の計画」と、「釈放後に居住」とあるのは「居住」と読み替えるものとする。

(裁判確定前の生活環境調整事件の終結)

第159条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、裁判確定前の生活環境調整事件に係る事務を終結するものとする。

- (1) 刑法第25条の2第1項の規定による保護観察に付する旨の言渡しに係る裁判が確定したとき。
- (2) 前号の裁判について上訴があったとき。
- (3) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者の居住地が保護観察所の管轄区域内でなくなったとき。
- (4) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者が、法第83条の同意を撤回したとき。
- (5) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者が死亡したとき。
- (6) 大赦が行われたとき。

(保護司に対する担当終了の通知)

第160条 保護観察所の長は、前条の規定により裁判確定前の生活環境調整事件に係る事務を終結した場合において、生活環境調整担当保護司の指名をしているときは、当該生活環境調整担当保護司に対し、書面により、その旨を通知するものとする。ただし、前条第1号に掲げる事由により終結した場合において生活環境調整対象者に対して実施することとなる保護観察について担当保護司の指名をするときは、通知することを要しない。

2 生活環境調整担当保護司は、前項本文の通知を受けたときは、第149条第2項の規定により交付された書面その他の関係書類を保護観察所の長に返還するものとする。

3 第1項本文及び前項の規定は、第1項本文の生活環境調整担当保護司の指名を解いた場合について準用する。

(準用)

第161条 第58条第1項の規定は、裁判確定前の生活環境調整について準用する。

## 第5章 更生緊急保護

(更生緊急保護事件の開始時における措置)

第162条 規則第118条第1項の書面は、更生緊急保護申出書（様式第109号）とする。

2 保護観察所の長は、更生緊急保護申出書を受理したときは、更生緊急保護事件に係る事務を開始するものとする。

3 規則第118条第2項の更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面は、釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書（様式第110号）とし、同項の更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面は、保護カード（様式第111号）とする。

(更生緊急保護の要否の調査)

第163条 保護観察所の長は、法第86条第1項（売春防止法第31条においてみなして適用する場合を含む。）の申出があったときは、保護観察官をして当該申出をした者と面接させ、更生緊急保護を行う必要があるか否かの判断に必要な事項の聴取その他の調査を行わせるものとする。ただし、保護観察の期間の満了日において、法第62条第2項の規定による救護を受けている仮釈放者、少年院仮退院者若しくは婦人補導院仮退院者について、引き続き更生緊急保護の措置をとるとき又はあらかじめ面接を行うことを困難とする特別の事情があるときは、面接させることを要しない。

（委託の手続）

第164条 規則第122条において準用する規則第59条第1項本文に規定する書面は、更生緊急保護委託書（様式第112号）とする。

- 2 規則第117条において準用する規則第56条第2項の規定による職業訓練を委託するときは、前項の規定にかかわらず、職業訓練委託書によるものとする。
- 3 規則第117条において準用する規則第57条の規定による生活指導として規制薬物等に対する依存の改善に資する訓練を委託するときは、第1項の規定にかかわらず、薬物依存回復訓練委託書によるものとする。

（準用）

第165条 第58条の規定は、更生緊急保護について準用する。この場合において、同条第2項中「保護観察処分少年及び少年院仮退院者」とあるのは、「少年院から退院し、又は仮退院を許された者であって更生緊急保護の対象となるもの」と読み替えるものとする。

- 2 第62条から第64条までの規定は、委託して行う更生緊急保護について準用する。この場合において、第62条第1項中「規則第60条（規則第67条において準用する場合を含む。）」とあるのは「規則第122条において準用する規則第60条」と、第62条第2項中「補導援護・救護委託書」とあるのは「更生緊急保護委託書」と、第63条第1項中「規則第61条第1項（規則第67条において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあり、及び第63条第2項中「規則第61条第1項」とあるのは「規則第122条において準用する規則第61条第1項」と、第63条第2項中「規則第56条第2項」とあるのは「規則第117条において準用する規則第56条第2項」と、第63条第3項中「規則第61条第1項」とあるのは「規則第122条において準用する規則第61条第1項」と、第64条第1項中「規則第62条第2項（規則第67条において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあり、及び第64条第2項中「規則第62条第2項」とあるのは「規則第122条において準用する規則第62条第2項」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

## 第1節 刑執行停止中の者に対する措置

### (刑の執行停止中の者に対する措置の開始)

第166条 保護観察所の長は、法第88条に規定する検察官の請求があったときは、第177条第2項の規定により共助事件に係る事務を開始するものとする。

2 保護観察所の長は、前項の場合には、速やかに、保護観察官をして、前項の請求に係る者（以下「刑の執行停止中の者」という。）と面接させ、必要な調査を行わせるものとする。

3 保護観察所の長は、前項の調査の結果を考慮し、法第88条の規定による指導監督又は補導援護の措置をとるときは、保護観察官を指名し、指導監督又は補導援護の措置をとらせるものとする。

### (保護司に対する通知等)

第167条 保護観察所の長は、前条第3項の場合において、同項の保護観察官と協働して法第88条の規定による指導監督又は補導援護の措置をとらせる保護司を指名するときは、当該保護司に対し、書面により、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知に当たっては、前条第2項の規定による調査の結果を記載した書面を併せて送付するものとする。

3 第1項の保護司は、月ごとに、保護観察所の長に対し、書面により、刑の執行停止中の者に対してとった指導監督及び補導援護の措置について報告するものとする。

4 前条第3項の保護観察官は、前項の報告について、必要な措置をとるものとする。

### (刑の執行停止中の者に対する措置の終了)

第168条 保護観察所の長は、刑の執行停止中の者に対する法第88条の規定による措置を必要とする事由がなくなった場合には、当該刑の執行停止中の者に対して法第88条の規定による措置をとることを終了するものとする。この場合において、保護司を指名して指導監督又は補導援護の措置をとらせているときは、当該保護司に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた保護司は、前条第2項の規定により送付された書面その他の関係書類を保護観察所の長に返還するものとする。

3 前2項の規定は、前条第1項に規定する指名を解いた場合について準用する。

4 保護観察所の長は、第1項前段の規定により刑の執行停止中の者に対して法第88条の規定による措置をとることを終了したときは、措置をとることを請求した検察官に対し、刑の執行停止中の措置の終了通知書（様式第113号）により、その旨を通知するものとする。

## 第2節 調書、照会書等

### (質問調書)

第169条 地方委員会又は保護観察所の長は、保護観察官をして、保護観察対象者又はその関係人の供述を録取させるとときは、質問調書（様式第114号）を作成させるものとする。

（前科の照会等）

第170条 地方委員会又は保護観察所の長は、検察官に対して犯罪経歴の照会をするときは、前科照会書（様式第115号）によるものとする。

2 地方委員会又は保護観察所の長は、検察官に対して刑事事件記録の借用を依頼するときは、刑事事件記録借用依頼書（様式第116号）によるものとする。

3 地方委員会又は保護観察所の長は、裁判所又は検察官に対して判決謄本、起訴状の謄本等の送付を依頼するときは、判決謄本等送付依頼書（様式第117号）によるものとする。

（戸籍謄本等送付依頼書）

第171条 地方委員会又は保護観察所の長は、市区町村長に対して戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の附票若しくは住民票の写しの送付を依頼するときは、戸籍謄本等送付依頼書（様式第118号）によるものとする。

第3節 関係機関との連絡、共助

（競合する処分に関する通知）

第172条 保護観察所の長は、保護観察処分少年又は少年院仮退院者について、少年法第27条第1項又は第2項の規定により保護処分を取り消すことを相当と認める事由があるときは、家庭裁判所に対し、事件競合通知書（様式第119号）により、その旨を通知するものとする。

（保護処分の取消し事由の通知）

第173条 少年法第27条の2第3項の規定による通知は、保護処分取消事由通知書（様式第120号）によるものとする。

（保護観察対象者の収容通知書）

第174条 矯正施設の長及び少年鑑別所の長は、当該矯正施設又は少年鑑別所に収容した者が保護観察対象者であることを知ったときは、速やかに、当該保護観察対象者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、保護観察対象者の収容通知書（様式第121号）により、その旨を通知するものとする。ただし、当該保護観察対象者の保護観察をつかさどる保護観察所が明らかでないときは、当該矯正施設又は少年鑑別所の所在地を管轄する保護観察所の長に対し通知するものとする。

（精神障害者等通報書）

第175条 保護観察所の長は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第25条の規定により都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第

67号) 第252条の19第1項の指定都市にあっては、その市長) に通報するときは、精神障害者等通報書(様式第122号)によるものとする。

(保護観察状況等報告書)

第176条 保護観察所の長は、少年法第28条の規定により家庭裁判所から報告又は意見の提出を求められたときは保護観察状況等報告書(甲)(様式第123号)により、刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第222条の3の規定により裁判所から報告を求められたときは保護観察状況等報告書(乙)(様式第124号)により、それぞれ報告するものとする。ただし、特別の様式による報告を求められたときは、この限りでない。

- 2 保護観察所の長は、保護観察対象者について、検察庁から執行事務規程第54条の規定による通知を受けた場合において、当該検察庁の検察官から保護観察の実施状況について照会を受けたときは、保護観察状況等報告書(乙)により回答するものとする。ただし、特別の様式による回答を求められたときは、この限りでない。
- 3 保護観察所の長は、保護観察対象者について、少年鑑別所の長から保護観察対象者の収容通知書を受理したときは、当該少年鑑別所の長に対し、保護観察状況等報告書(甲)により、当該保護観察対象者の保護観察の状況等を通知するものとする。

(他の機関との協力)

第177条 地方委員会は、この規程に特別の定めがある場合を除き、法第22条において準用する法第13条の規定により記録等の提出を求め、又は法第28条において準用する法第14条の規定により協力を求めるときは、協力等依頼書(様式第125号)によるものとする。保護観察所の長が、法第30条の規定により援助又は協力を求めるときも、同様とする。

- 2 地方委員会又は保護観察所の長は、裁判所、検察官、矯正施設の長、少年鑑別所の長、他の地方委員会又は保護観察所の長その他の関係機関から援助又は協力を求められたときは、共助事件に係る事務を開始するものとする。

第4節 受入受刑者の特例

(検察官に対する通知)

第178条 受入受刑者について、第23条第3項、第108条第2項、第109条第9項前段、第112条第1項、第114条第6項(第117条において準用する場合を含む。)、第115条第1項及び第2項並びに第120条第2項及び第3項の規定により検察官に対する通知を行う場合には、東京地方検察庁の検察官に対して行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、法の施行の日(平成20年6月1日)から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に附則第3条の規定による廃止前の仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等事件事務規程（昭和59年法務省保観訓第66号大臣訓令。以下この条において「旧規程」という。）の規定に基づいていた手続であって、この規程の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規程の相当の規定に基づいていた手続とみなす。

- 2 この規程の施行の際現にある旧規程の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程の相当の規定に基づく様式によるものとみなす。
- 3 法附則の規定によりなお従前の例によることとされている処分、手続その他の行為に関する事務の取扱手続については、この規程の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規程の施行前にされた少年法第24条第1項第1号の保護処分により、この規程の施行の際現に保護観察に付されている者に対する保護観察については、第36条、第45条、第51条、第55条から第57条まで及び第65条第2号（少年法第2条第1項に規定する少年に対する保護観察に限る。）の規定は適用せず、旧規程第42条及び第48条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この規程の施行前に旧犯罪者予防更生法第31条第2項（旧売春防止法第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定による少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定があった場合の手続及び当該決定を受けた者に対する保護観察については、第21条、第22条、第23条第1項及び第2項、第36条、第45条、第52条、第53条、第55条から第57条まで並びに第65条第2号（少年院仮退院者であって、少年法第2条第1項に規定する少年に対する保護観察に限る。）の規定は適用せず、旧規程第28条、第29条第1項、第2項及び第4項、第33条第1項及び第2項並びに第48条の規定は、なおその効力を有する。
- 6 この規程の施行前に刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者に対する保護観察については、第36条、第45条及び第54条から第57条までの規定は適用せず、旧規程第45条、第46条及び第48条の規定は、なおその効力を有する。
- 7 この規程の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規程の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

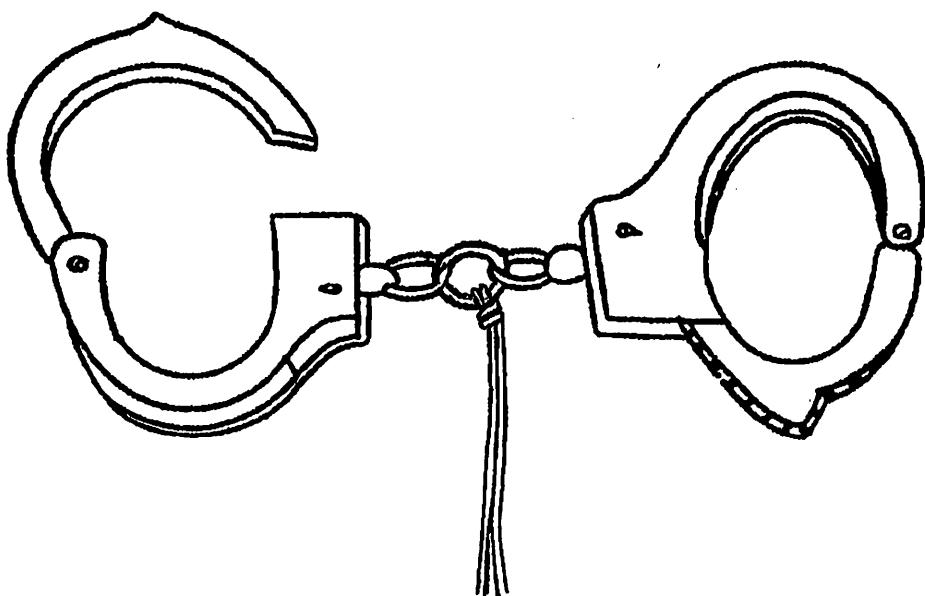
（仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等事件事務規程の廃止）

第3条 仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等事件事務規程は、廃止する。

別表

種類	構造	材質
金属両手錠	<p>ちようつがい式二輪とし、各輪の鍵芯部を鉄環3個をもって連結し、鉄環3個のうちの中の鉄環に付属ひもをつける。</p> <p>付属ひもは、太さはおおむね直径3ミリメートル以上1センチメートル以下、長さはおおむね6メートルとする。</p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>	<p>鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質とする。</p> <p>付属ひもは、麻製又は化学繊維製とする。</p>

図



## 様式目次

- 様式第 1 号 関係人呼出状
- 様式第 2 号 決定書
- 様式第 3 号 身上調査書（甲）
- 様式第 4 号 身上調査書（乙）
- 様式第 5 号 身上調査書（丙）
- 様式第 6 号 身上調査書（丁）
- 様式第 7 号 身上変動通知書（甲）
- 様式第 8 号 身上変動通知書（乙）
- 様式第 9 号 被収容者移送通知書
- 様式第 10 号 法定期間経過通告書
- 様式第 11 号 仮釈放申出書
- 様式第 12 号 仮出場申出書
- 様式第 13 号 少年院仮退院申出書
- 様式第 14 号 婦人補導院仮退院申出書
- 様式第 15 号 申出取下書
- 様式第 16 号 申告票
- 様式第 17 号 審理の開始に関する求意見書
- 様式第 18 号 審理の開始に関する意見書
- 様式第 19 号 審理の開始に関する通知書
- 様式第 20 号 意見等陳述申出書
- 様式第 21 号 意見等記述書
- 様式第 22 号 意見等録取書
- 様式第 23 号 意見等聴取通知書
- 様式第 24 号 意見等の聴取をしない旨の通知書
- 様式第 25 号 決定通知書
- 様式第 26 号 釈放通知書（甲）
- 様式第 27 号 審理結果通知書
- 様式第 28 号 審理再開事由等通知書
- 様式第 29 号 審理の再開等に関する通知書
- 様式第 30 号 刑事施設等に収容中の者の不定期刑終了申出書
- 様式第 31 号 不定期刑終了証明書
- 様式第 32 号 釈放通知書（乙）
- 様式第 33 号 少年院に収容中の者の退院申出書

様式第 34 号 退院証明書  
様式第 35 号 住居届出書  
様式第 36 号 転居・旅行許可申請書  
様式第 37 号 転居・旅行の許可に関する通知書  
様式第 38 号 特別遵守事項に関する求意見書（甲）  
様式第 39 号 特別遵守事項に関する申出書  
様式第 40 号 受領書（甲）  
様式第 41 号 特別遵守事項に関する求意見書（乙）  
様式第 42 号 遵守事項通知書  
様式第 43 号 生活行動指針通知書  
様式第 44 号 職業紹介依頼書  
様式第 45 号 補導援護・救護委託書  
様式第 46 号 職業訓練委託書  
様式第 46 号の2 薬物依存回復訓練委託書  
様式第 47 号 誓約書  
様式第 48 号 委託措置実施報告書  
様式第 49 号 職業訓練実施報告書  
様式第 49 号の2 薬物依存回復訓練実施報告書  
様式第 50 号 委託内容変更通知書  
様式第 51 号 委託解除通知書  
様式第 52 号 出頭命令書  
様式第 53 号 引致状請求書  
様式第 54 号 引致嘱託書  
様式第 55 号 心情等伝達申出書  
様式第 56 号 心情等聴取書  
様式第 57 号 心情等記述書  
様式第 58 号 心情等聴取通知書  
様式第 59 号 心情等の聴取をしない旨の通知書  
様式第 60 号 心情等伝達結果通知書  
様式第 61 号 警告書  
様式第 62 号 施設送致申請書  
様式第 63 号 通告書  
様式第 64 号 保護観察解除通知書  
様式第 65 号 保護観察一時解除通知書

様式第 66 号 保護観察一時解除取消通知書

様式第 67 号 戻し収容申出書

様式第 68 号 引致した旨の通知書

様式第 69 号 戻し収容申請書

様式第 70 号 留置中の者の戻し収容の申請についての通知書

様式第 71 号 審理開始・留置通知書（甲）

様式第 72 号 留置嘱託書

様式第 73 号 留置についての通知書

様式第 74 号 留置する施設の変更指揮書

様式第 75 号 留置する施設の変更通知書

様式第 76 号 釈放指揮書

様式第 77 号 留置終了通知書（甲）

様式第 78 号 少年院仮退院者の退院申出書

様式第 79 号 仮釈放取消申出書

様式第 80 号 仮釈放取消事由通知書

様式第 81 号 留置終了通知書（乙）

様式第 82 号 仮釈放取消等決定通知書

様式第 83 号 受領書（乙）

様式第 84 号 収容依頼書

様式第 85 号 保護観察停止申出書

様式第 86 号 保護観察停止等決定通知書

様式第 87 号 所在判明通知書

様式第 88 号 保護観察停止解除通知書

様式第 89 号 保護観察停止取消事由通知書

様式第 90 号 仮釈放者の不定期刑終了申出書

様式第 91 号 不定期刑終了決定通知書

様式第 92 号 仮釈放等期間満了通知書

様式第 93 号 死亡通知書

様式第 94 号 刑の執行猶予の言渡しの取消申出書

様式第 95 号 留置期間の延長通知書

様式第 96 号 留置終了通知書（丙）

様式第 97 号 仮解除申出書

様式第 98 号 仮解除期間における遵守事項通知書

様式第 99 号 仮解除等決定通知書

様式第100号 仮解除取消申出書

様式第101号 婦人補導院からの仮退院取消申出書

様式第102号 審理開始・留置通知書（乙）

様式第103号 生活環境調整報告書（甲）

様式第104号 生活環境調整報告書（乙）

様式第105号 生活環境調整追報告書

様式第106号 生活環境調整面接状況報告書

様式第107号 生活環境調整状況通知書

様式第108号 裁判確定前の生活環境調整同意書

様式第109号 更生緊急保護申出書

様式第110号 釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書

様式第111号 保護カード

様式第112号 更生緊急保護委託書

様式第113号 刑の執行停止中の措置の終了通知書

様式第114号 質問調書

様式第115号 前科照会書

様式第116号 刑事事件記録借用依頼書

様式第117号 判決謄本等送付依頼書

様式第118号 戸籍謄本等送付依頼書

様式第119号 事件競合通知書

様式第120号 保護処分取消事由通知書

様式第121号 保護観察対象者の収容通知書

様式第122号 精神障害者等通報書

様式第123号 保護観察状況等報告書（甲）

様式第124号 保護観察状況等報告書（乙）

様式第125号 協力等依頼書

様式第1号（規則第4条、規程第5条）

## 関係人呼出状

年 月 日

殿

地方更生保護委員会

更生保護法第25条第3項において準用する同法第12条第1項の規定により、お尋ねしたいことがありますので、この書面を持参の上、下記の日時・場所においてください。

1 日 時 年 月 日 午 時 分

2 場 所

3 お尋ねしたいことの要旨

4 参考事項

（注意事項） 上記の日時においてになれないときは、事前にその旨及び理由を下記連絡先に御連絡ください。

（連絡先） 地方更生保護委員会

保護観察官

電話番号

所在地

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 呼出しに応じない関係人を再度呼び出す場合には、「（注意事項）」欄に「正当な理由がないのに呼出しに応じないときは、更生保護法第25条第3項において準用する同法第12条第2項の規定により、10万円以下の過料に処せられることがある」旨を記載すること。

様式第2号（規則第5条第1項、規程第6条）

## 決 定 書

年 月 日

地方更生保護委員会第 部

部長 委員

印

委員

印

委員

印

当地方委員会は、次の者に対する

について、審理の上、主文のとおり決定する。

1 氏 名 ( 年 月 日生 )

2 本 籍

3 住居又は現在する場所

4 仮釈放の対象となった刑

刑名・刑期 刑期終了日  
( 刑 ) 懲役・禁錮 年 月 年 月 日

仮出場の対象となった刑

刑名・刑期等  
拘留 日  
罰金・科料 円 労役 日 ( 1 日 円 )

少年院からの仮退院の対象となった保護処分に係る収容すべき期間の終了日

満齢によるもの 年 月 日  
少年院法第11条第1項ただし書によるもの 年 月 日  
家庭裁判所の決定によるもの 年 月 日

婦人補導院からの仮退院の対象となった補導処分

刑名・刑期 懲役・禁錮 年 月 日  
収容すべき期間の終了日 年 月 日

主 文

理 由

## 記載要領

- 1 事例に応じ不要の文字を削ること。
- 2 「3 住居又は現在する場所」欄は、当該決定の対象とされた者が矯正施設に収容又は留置されている場合には、その矯正施設名を、保護観察を停止する旨の決定をする場合には、居住すべき住居を記載すること。
- 3 仮釈放を許す旨の決定をする場合において、対象となる刑が複数あるときはそれぞれの刑について、「4 仮釈放の対象となった刑」の「刑名・刑期」欄及び「刑期終了日」欄に記載すること。
- 4 以下の決定をする場合においては、「4」欄を削除すること。
  - (1) 不定期刑の終了の決定
  - (2) 退院を許す旨の決定
  - (3) 特別遵守事項の設定、変更又は取消しの決定
  - (4) 仮釈放の取消しの決定
  - (5) 保護観察の停止の決定
  - (6) 保護観察の停止を解く旨の決定
  - (7) 保護観察の停止の取消しの決定
  - (8) 仮解除の決定
  - (9) 仮解除取消しの決定
  - (10) 婦人補導院からの仮退院の取消しの決定
- 5 仮釈放を許す旨の決定、仮出場を許す旨の決定、少年院からの仮退院を許す旨の決定及び婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定をする場合においては、「主文」欄に、法第39条第2項に規定する釈放すべき日を記載すること。
- 6 仮釈放を許す旨の決定、少年院からの仮退院を許す旨の決定及び婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定をする場合においては、法第51条第2項第5号の規定により宿泊すべき特定の場所を定める場合その他特別の事情がある場合を除き、「主文」欄に、法第39条第3項に規定する居住すべき住居を記載すること。

様式第3号(規則第7条第1項, 規程第7条第1項・第7項)

(1)

文書番号	年号					
身上調査書(甲)		送付	年月日	年月日	あて先	地方更生保護委員会
			庁名			保護観察所 (支部・駐在官)
通称・別名			本籍			
ふりがな						
氏名			帰住			
生年月日	年月日		予定地	電話( )		
引受人の状況	住所	電話( )				
	氏名			年齢	歳	
	続柄			職業		
区分	1刑	2刑	刑	刑	刑	
言渡しの日	・・・	・・	・・	・・	・・	
確定の日	・・	・・	・・	・・	・・	
言渡し裁判所						
罪名						
刑名・刑期						
通算	裁定法定日	裁定法定日	裁定法定日	裁定法定日	裁定法定日	
執行済	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
罰金	円納・未納	円納・未納	円納・未納	円納・未納	円納・未納	
刑期起算日	・・	・・	・・	・・	・・	
刑期終了日	・・	・・	・・	・・	・・	
法定期間の末日	・・	・・	・・	・・	・・	
収容した日	年月日	入所度数		処遇指標		
執行関係の特記事項						
参考事項						

(用紙 日本工業規格A4)

(2)

(氏名)

犯罪の概要、動機及び原因						
犯罪の特徴	反社会的集団との関係					
犯状者況	氏名	本人との関係	処分内容・住所又は収容施設名等			
被害者況等	被害者本人の氏名	被害者等の住所・連絡先、本人との関係、心身の状況、生活状況、被害に関する心情、被害者等に対する謝罪・被害弁償の状況その他参考事項				
精神状況	知能段階					
	性格特徴					
	精神障害					
身体状況	身長	c m	体重	k g	視力 左 右	
	既往症					文身その他
	現在症					
将来生活の計	本人の志向(施設内における志向・釈放後の生活の計画)					
	職業・教育等の適性					

(用紙 日本工業規格 A 4)

( 3 )

(氏名 )

家族 その他の生活環境	続柄	氏名	年齢	職業	住所	性行・本人との親疎
生活歴（生育歴、教育歴、職業歴、非行・犯罪歴）						
入所直前の住居及び職業						

(用紙 日本工業規格 A 4)

## 記載要領

- 1 「帰住予定地」欄については、帰住予定地を更生保護施設その他の施設とする場合、「〇〇保護観察所（支部・駐在官）管内更生保護施設等」と記載すること。
- 2 「引受人の状況」欄の「住所」は、被収容者の帰住予定地と異なる場合にのみ記載すること。
- 3 「罰金」欄には、併料された罰金の額を記載し、その納付の状況については該当するものを○で囲むなどして明記すること。
- 4 「収容した日」欄には、身上調査書の作成時に入所した日を記載すること。
- 5 「処遇指標」欄には、身上調査書の作成時に判明している処遇指標を記載すること。
- 6 「執行関係の特記事項」欄には、上記3以外の未納罰金、取消し未済の執行猶予の刑、保護観察の停止及び刑の執行停止がある場合にその旨を記載すること。
- 7 「参考事項」欄には、次により記載すること。
  - (1) 再入者については、前回釈放された刑事施設名及び釈放種別を記載し、仮釈放の場合は、仮釈放を許す旨の決定をした委員会名、釈放の日及び居住すべき住居について記載すること。
  - (2) 知人を引受人としている者については、その具体的な理由及び被収容者との関係を記載すること。
  - (3) 更生保護施設その他の施設を帰住予定地としている者については、更生保護施設等を帰住予定地とした理由を記載すること。
  - (4) 外国人については、次の事項を記載すること。
    - ア 在留カード又は特別永住者証明書の有無
      - (ア) 在留カードを所持している場合には、在留カード番号、在留資格、在留期間（満了日）、最新の住居地の市区町村の名称及び有効期間
      - (イ) 特別永住者証明書を所持している場合には、特別永住者証明書番号、最新の住居地の市区町村の名称及び有効期間
      - (ウ) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第15条第1項又は第28条第1項の規定により、同附則第15条第2項又は第28条第2項に規定する有効期間が満了するまでの間、在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を所持している場合には、外国人登録番号、在留の資格、在留期限及び発行した市区町村の名称
    - イ 在留特別許可をされた者については、許可の年月日及び番号並びに在留期間
    - ウ 被退去強制容疑者については、その審査状況
  - (5) 施設内での処遇状況については、懲役刑の作業名その他参考となる事項について記載すること。
  - (6) その他生活環境の調整に参考となると認められる事項があれば記載すること。
- 8 「犯罪の概要、動機及び原因」欄には、次の例により各刑ごとに犯罪の事実を中心に記載すること。

……の動機・原因により、単独で（…ほか…名と共に謀の上）、…年…月…日から…年…月…日までの間、前後…回にわたり、…ほか…か所で、…の手段・方法（手口）で現金…円及び…ほか…点（合計…円相当）を（窃取、騙取、喝取等）したものである。
- 9 「犯罪性の特徴」欄の「反社会的集団との関係」については、集団組織の名称、組織内における被収容者の地位及び離脱の意思の有無を記載すること。
- 10 「共犯者の状況」欄には、共犯者が矯正施設に収容されているとき、その名称を記載すること。また、共犯者が本人と同一施設に収容されているときは、その者の帰住予定地を記載すること。
- 11 「被害者等の状況」欄には、判決書に記載された被害者本人の氏名（犯罪により被害者が死亡し、又はその心身に重大な故障があることを把握している場合には、その遺族及び法定代理人等の氏名を含む。）を必ず記載すること。また、同欄の「心身の状況」については、通院状況及び精神的被害の状況（犯罪に起因する心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症その他の精神的影響の内容）を、「生活状況」については、就業先又は通学先（今後就業又は通学予定がある場合にはその旨及び当該就業予定先又は通学予定先）及び犯罪がその後の生活に及ぼした支障の内容について把握していることを、それぞれ記載すること。
- 12 「精神状況」欄には、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患が認められる場合には、その状況を記載するほか、施設内での治療状況及び治療の方針についても記載すること。記載に当たっては、できるだけ平易な用語を用いること。
- 13 「身体状況」欄には、被収容者の更生に関係があると認められる現在症として認められる疾病、身体障害の主症状並びにその程度及び既往症、特異体质、外観上の特徴等について該当する事項

がある場合には、その旨を記載するほか、施設内での治療状況及び治療の方針についても記載すること。

14 「将来の生活設計」欄には、釈放後の生活全般についての希望、出所後の希望職種と就職の見通しなど就労支援の手掛かりとなる事項を記載するほか、取得した資格、免許があるときは、その旨を記載すること。

15 「家族その他の生活環境」欄には、被収容者の家族及び被収容者の更生に援助、協力をすると認められる家族以外の者について所定の事項を記載するほか、家族の生活状況（特に生計の状況）、家族に対する近隣の感情、その他留意すべき事項を記載すること。また、引受人が家族以外の者である場合は、引受人の家族等の状況についても記載すること。

16 「生活歴」欄には、生育歴、教育歴、職業歴、非行・犯罪歴等をできるだけ年代順に記載し、最後に入所直前の被収容者の住居及び職業を具体的に記載すること。

様式第4号(規則第7条第1項, 規程第7条第1項・第7項)  
(1)

文書番号	年号						
身上調査書(乙)		送付	年月日	年月日		あて先	地方更生保護委員会
			庁名				
通称・別名				本籍			
ふりがな							
氏名				帰住			
生年月日	年月日		予定地	電話( )			
引受人の状況	住所	電話( )					
	氏名		年齢	歳			
	続柄		職業				
決定の日	年月日	収容すべき期間の終了日	満齢によるもの		年月日		
決定裁判所	家庭裁判所 支部						
送致少年院の種類			少年院法第11条第1項ただし書によるもの		年月日		
非行名			家庭裁判所の決定によるもの		年月日		
収容した日	年月日		収容度数		分類級		
執行関係の特記事項							
参考事項							

(用紙 日本工業規格A4)

(2)

(氏名)

非行の概要、動機及び原因

非行性の特徴：

反社会的集団との関係：

共犯者の状況（氏名、本人との関係、処分内容、住所又は収容施設名等）

被害者等の状況（被害者本人の氏名、被害者等の住所・連絡先、本人との関係、心身の状況、生活状況、被害に関する心情、被害者等に対する謝罪・被害弁償の状況その他参考事項）

精神状況

1 知能段階

2 性格特徴

3 精神障害

身体状況

1 身長 c m 体重 k g 視力 左 右

2 既往症・現在症

3 文身その他

将来の生活設計

1 本人の志向（施設内における志向、釈放後の生活の計画）

2 職業・教育等の適性

(用紙 日本工業規格 A 4)

( 3 )

( 氏名 )

---

家族その他の生活環境（続柄，氏名，年齢，職業，住所，性行，本人との親疎）

---

生活歴（生育歴，教育歴，職業歴，非行歴）

---

入院直前の住居及び職業

(用紙 日本工業規格 A 4 )

記載要領

- 1 各欄には、様式第3号の記載要領に準じて記載すること。
- 2 「送致少年院の種類」欄には、初等少年院、中等少年院、特別少年院又は医療少年院のいずれかを記載すること。

様式第5号（規則第7条第3項、規程第7条第2項）

(1)

文書番号	年号		
身上調査書（丙） 付		送年月日 庁名	年月日 あて先
通称・別名			本籍
ふりがな			
氏名			生年月日 年月日
言渡し裁判所	裁判所支部	罪名	
言渡しの日	年月日	刑名 刑期 罰金の額	拘留日
確定の日	年月日		罰金・料料 円 (1日 円)
刑期起算日 又は留置 した日	年月日		留置すべき期間 日間
刑期終了日 又は留置す べき期間の 終了日	年月日	収容度数	
執行関係の 特記事項			
参考事項			

(用紙 日本工業規格 A4)

(2)

(氏名)

犯 罪 の 概 要	
心 身 の 状 況	

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領 各欄には、様式第3号の記載要領に準じて記載すること。

様式第6号(規則第7条第5項, 規程第7条第3項・第7項)

(1)

文書番号	年号			
身上調査書(丁) 付	送 付	年月日	年月日	
		庁名	あて先	
地方更生保護委員会 保護観察所 (支部・駐在官)				
売春防止法第25条第2項の規定により通告する事項及び犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第7条第5項前段の規定により通知する事項				
通称・別名			本籍	
ふりがな				
氏名			帰住	
生年月日	年月日	予定地	電話( )	
引受人の状況	住所	電話( )		
氏名		年齢	歳	
続柄		職業		
言渡しの日	年月日	罪名		
確定の日	年月日	刑名 刑期 罰金の額	懲役・禁錮	
言渡し裁判所	裁判所支部		年月	懲役・禁錮・罰金 年間執行猶予
収容した日	年月日		拘留日	付補導処分
収容すべき期間の終了日	年月日		罰金円 (1日円)	法定未決勾留日数 日通算
収容度数			納・未納	裁定未決勾留日数 日通算
分類級				
執行関係の 特記事項				
参考事項				

(用紙 日本工業規格A4)

(2)

(氏名)

---

犯罪の概要、動機及び原因

犯罪性の特徴：

反社会的集団との関係：

---

共犯者の状況（氏名、本人との関係、処分内容、住所又は収容施設名等）

---

精神状況

1 知能段階

2 性格特徴

3 精神障害

身体状況

1 身長 c m 体重 k g 視力 左 右

2 既往症・現在症

3 文身その他

---

将来の生活設計

1 本人の志向（施設内における志向、釈放後の生活の計画）

2 職業・教育等の適性

(3)

(氏名)

---

家族その他の生活環境（続柄、氏名、年齢、職業、住所、性行、本人との親疎）

---

生活歴（生育歴、教育歴、職業歴、非行・犯罪歴）

---

入院直前の住居及び職業

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領

- 1 各欄には、様式第3号の記載要領に準じて記載すること。
- 2 「刑名・刑期・罰金の額」の執行猶予記載欄においては、執行猶予となった刑名を○で囲むなどすること。

様式第7号 (規則第7条第1項・第4項・第5項, 規程第7条第4項・第5項・第6項)

身上変動通知書(甲)		送付	年月日	年月日	あて先	地方更生保護委員会
			庁名	...		保護観察所 (支部・駐在官)
氏名 生年月日		年月日		身上調査書 送付の日	年月日	
変動事項	従前の 帰住予定地 又は引受人	(帰住予定地) (引受人氏名・住所)				変更・継続 電話 ( )
	新たに定めた 帰住予定地 又は引受人	(帰住予定地) (引受人氏名・住所)				電話 ( )
	刑の執行順序の変更	罪名	刑	刑	刑	刑
		刑名・刑期				
		通算	日	日	日	日
		執行済	年月日	年月日	年月日	年月日
		刑期起算日	年月日	年月日	年月日	年月日
		刑期終了日	年月日	年月日	年月日	年月日
法定期間の末日		年月日	年月日	年月日	年月日	
その他の 変動事項						
変動の理由						
参考事項						

## 記載要領

1 「従前の帰住予定地又は引受人」欄には、変更前の帰住予定地又は引受人若しくは従前から生活環境の調整を実施している帰住予定地又は引受人を記載すること。

「変更」又は「継続」については、該当するものを○で囲むなどすること（「変更」は、新たに帰住予定地を定めたことにより当該従前の帰住予定地についての生活環境の調整を終了する場合をいい、「継続」は、新たな帰住予定地と並行して従前の帰住予定地についても生活環境の調整を行う場合をいう。）。

2 「新たに定めた帰住予定地又は引受人」欄には、変更後の帰住予定地又は引受人若しくは従前の帰住予定地又は引受人と並行して生活環境の調整を行う必要があると認められる帰住予定地又は引受人を記載すること。

なお、更生保護施設を新たに帰住予定地とする場合で、更生保護施設名を特定できないときは、「○○保護観察所（支部・駐在官）管内更生保護施設」と記載して差し支えない。

3 釈放後の生活の計画（就業先又は通学先等）及び心身の状況等に変動が生じた場合には、その変動の内容を、また、刑の執行停止、恩赦、逃走、死亡等により矯正施設収容中の者でなくなったときにはその事由及び年月日を、被害者等の状況に変動が生じた事実を把握した場合には、当該変動事実に係る内容を、「その他の変動事項」欄に記載すること。また、変更又は追加された刑（補導処分）があった場合には、身上調査書（甲）、身上調査書（丙）又は身上調査書（丁）の該当部分に適宜記載して添付すること。

様式第8号（規則第7条第1項、規程第7条第4項・第6項）

身上変動通知書(乙)		送付	年月日	年月日	あて先	地方更生保護委員会
			庁名	...		保護観察所 (支部・駐在官)
氏名 生年月日		年月日		身上調査書 送付の日	年月日	
変動事項	従前の 帰住予定地 又は引受人	(帰住予定地) (引受人氏名・住所)				変更・継続 電話 ( )
	新たに定めた 帰住予定地 又は引受人	(帰住予定地) (引受人氏名・住所)				電話 ( )
	収容すべき 期間の終了日	少年院法第11条 第1項ただし書・第4項の決定・第5項の決定によるもの				年月日
	その他の 変動事項					
変動の理由						
参考事項						

## 記載要領

1 「従前の帰住予定地又は引受人」欄には、変更前の帰住予定地又は引受人若しくは従前から生活環境の調整を実施している帰住予定地又は引受人を記載すること。

「変更」又は「継続」については、該当するものを○で囲むなどすること（「変更」は、新たに帰住予定地を定めたことにより当該従前の帰住予定地についての生活環境の調整を終了する場合をいい、「継続」は、新たな帰住予定地と並行して従前の帰住予定地についても生活環境の調整を行う場合をいう。）。

2 「新たに定めた帰住予定地又は引受人」欄には、変更後の帰住予定地又は引受人若しくは従前の帰住予定地又は引受人と並行して生活環境の調整を行う必要があると認められる帰住予定地又は引受人を記載すること。

なお、更生保護施設を新たに帰住予定地とする場合で、更生保護施設名を特定できないときは、「○○保護観察所（支部・駐在官）管内更生保護施設」と記載して差し支えない。

3 釈放後の生活の計画（就業先又は通学先等）及び心身の状況等に変動が生じた場合には、その変動の内容を、また、逃走、死亡等により少年院収容中の者でなくなったときにはその事由及び年月日を、被害者等の状況に変動が生じた事実を把握した場合には、当該変動事実に係る内容を、「その他の変動事項」欄に記載すること。

様式第9号（規程第9条第1項）

## 被 収 容 者 移 送 通 知 書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿  
保 護 觀 察 所 長 殿  
( 支部・駐在官)

(矯 正 施 設 の 長)

収容していた次の者を下記のとおり移送したので、通知します。

1 氏 名 ( 年 月 日生)

2 移送先矯正施設名

3 移送の日 年 月 日

4 移送の理由

5 参考事項

様式第10号（規則第8条第2項、国際受刑者移送法施行規則第4条、規程第10条）

## 法定期間経過通告書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

（刑事施設又は少年院の長）

次の者について、法定期間を経過したので、更生保護法第33条の規定により通告します。

1 氏名 ( 年 月 日生 )

2 法定期間の末日 年 月 日

3 参考事項

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 国際受刑者移送法第23条の規定による通告の場合には、本文中「法定期間を経過したので、更生保護法第33条」とあるのを「国際受刑者移送法第21条の規定により適用される刑法第28条又は国際受刑者移送法第22条に掲げる期間の末日を既に経過しているので、国際受刑者移送法第23条」と、「2 法定期間の末日」とあるのを「2 国際受刑者移送法第21条の規定により適用される刑法第28条又は国際受刑者移送法第22条に掲げる期間の末日」と書き換えること。

様式第11号（規則第15条第1項、規程第11条第1号）

## 仮釈放申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

（刑事施設又は少年院の長）

次の者について、仮釈放を許されたく申出をします。

1 氏名等

氏 名

（ 年 月 日生）

本 籍

現在する場所

2 申出の理由

3 心身の状況

写 真

4 矯正施設における処遇の状況

5 帰住予定地

6 引受人の状況

7 釈放後の生活の計画

8 仮釈放により釈放することが適当と認められる日

年 月 日

9 参考事項

（注意） 特別遵守事項に関する意見がある場合には、「9 参考事項」欄に記載すること。

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 「6 引受人の状況」欄には、引受人の住所、氏名、続柄等を記載すること。

様式第12号（規則第15条第1項・第2項、規程第11条第2号）

## 仮出場申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

（刑事施設の長）

次の者について、仮出場を許されたく申出をします。

1 氏名等

氏名

（ 年 月 日生）

本籍

現在する場所

2 申出の理由

3 心身の状況

写真

4 矯正施設における処遇の状況

5 帰住予定地

6 引受人の状況

7 釈放後の生活の計画

8 仮出場により釈放することが適當と認められる日 年 月 日

9 身上調査書（丙）を提出していないときに併せて記載すべき事項

（1）犯罪の概要、動機及び原因

（2）共犯者の状況

（3）被害者等の状況

（4）裁判に関する事項

言渡し裁判所

裁判所

言渡しの日

年 月 日

確定の日

年 月 日

罪名

刑名・刑期又は罰金の額

拘留

日

罰金

円

刑期起算日又は留置した日

年 月 日

刑期終了日又は留置すべき期間の終了日

年 月 日

留置すべき期間

日間

10 参考事項

（1）執行済みの収容期間又は留置の期間

日間

（2）

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領

1 「6 引受人の状況」欄には、引受人の住所、氏名、続柄等を記載すること。

2 身上調査書（丙）を提出していない場合にあっては、「9 身上調査書（丙）を提出していないときに併せて記載すべき事項」の各欄に該当する事項等を記載すること。

様式第13号（規則第15条第1項、規程第11条第3号）

## 少 年 院 仮 退 院 申 出 書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

少 年 院 長

次の者について、少年院からの仮退院を許されたく申出をします。

1 氏名等

氏 名

( 年 月 日生)

本 籍

現在する場所

2 申出の理由

3 心身の状況

写 真

4 少年院における処遇の状況

5 帰住予定地

6 引受人の状況

7 釈放後の生活の計画

8 少年院からの仮退院により釈放することが適当と認められる日

年 月 日

9 参考事項

（注意） 特別遵守事項に関する意見がある場合には、「9 参考事項」欄に記載すること。

（用紙 日本工業規格 A4）

記載要領 「6 引受人の状況」欄には、引受人の住所、氏名、続柄等を記載すること。

様式第14号（規則第15条第1項、規程第11条第4号）

## 婦人補導院仮退院申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

婦人補導院長

次の者について、婦人補導院からの仮退院を許されたく申出をします。

1 氏名等

氏名 ( 年 月 日生 )  
本籍  
現在する場所

2 申出の理由

3 心身の状況

写真

4 矯正施設における処遇の状況

5 帰住予定地

6 引受人の状況

7 釈放後の生活の計画

8 婦人補導院からの仮退院により釈放することが適当と認められる日

年 月 日

9 参考事項

（注意） 特別遵守事項に関する意見がある場合には、「9 参考事項」欄に記載すること。

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 「6 引受人の状況」欄には、引受人の住所、氏名、続柄等を記載すること。

様式第15号（規程第12条第1項・第28条第2項・第31条第2項・第88条第4項・第97条第3項・第100条第4項・第111条第3項・第118条第3項・第130条第3項・第132条第3項・第135条第4項）

## 申出取下書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

(矯正施設の長)  
保護観察所長

次の者について、下記の申出を取り下げます。

1 氏名 ( 年 月 日生)

2 取下げの対象となる申出

3 申出の日 年 月 日

4 取下げの理由

5 参考事項

## 申告票

あなたの 仮釈放・仮出場・少年院からの仮退院・婦人補導院からの仮退院 に関する調査のため必要がありますので、以下の事項について記載し、地方更生保護委員会に提出してください。

年 月 日

(施設名) \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

1 今回施設に収容される理由となった犯罪又は非行について

(1) 犯罪又は非行の内容

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

(2) なぜ今回の事件を起こしたか。また、事件当時の生活のどこが悪かったと思うか。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

(3) (1)及び(2)について、現在、どのように考え、感じているか。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

(2)

2 被害者・遺族の方について

(1) 1の犯罪又は非行による被害者・遺族の方がいるか。

→□いる □いない

(2) 被害者・遺族の方がいる場合には

ア 被害者の方の氏名

イ これまでにした被害弁償や謝罪の内容、今後の被害弁償や謝罪の予定

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

ウ 被害者・遺族の方に対し、現在、どのように考え、感じているか。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

(3)

3 施設における生活態度等について

(1) 現在の制限区分及び優遇区分（少年院に収容されている場合には、処遇の段階）

(2) 規律違反の有無及びそのすべての内容

→□ある □ない

→規律違反の内容（例：〇〇年〇〇月ころ、〇〇〇〇をして、〇〇〇〇となった。）

(3) 犯罪又は非行を繰り返さないために、施設内でどのようなことを行ってきたか。

(4) 施設から出た後自立した生活を送るため、施設内でどのようなことを行ってきたか。

(4)

#### 4 釈放後の生活の計画について

(1) 釈放後はどのような生活を送ろうと考えているか。

(2) 犯罪又は非行を繰り返さないために、特にどのような点に注意する必要があるか。

## 5 その他

仮釈放・仮出場・少年院からの仮退院・婦人補導院からの仮退院について、何か地方更生保護委員会に伝えておきたいことがあるか。

---

---

---

---

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領 事例に応じ不要の文字を削ること。

様式第17号（規程第14条第1項）

## 審理の開始に関する求意見書

年 月 日

（矯正施設の長） 殿

地方更生保護委員会

次の者に対する仮釈放等の審理の開始に関し、更生保護法第35条第2項・更生保護法第42条・売春防止法第25条第4項の規定により貴職の意見を求める。

1 氏名 ( 年 月 日生 )

2 審理を開始しようとする理由

3 参考事項

（注意）事例に応じ不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第18号（規程第14条第2項）

## 審理の開始に関する意見書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

（矯正施設の長）

次の者に対する仮釈放等の審理の開始に関する当職の意見は、下記のとおりです。

1 氏名 ( 年 月 日生 )

2 仮釈放等の審理の開始に関する求意見の日 年 月 日

3 仮釈放等の審理の開始に関する意見

4 参考事項

## 審理の開始に関する通知書

年 月 日

（矯正施設の長） 殿

地方更生保護委員会

当地方委員会は、次の者について、下記のとおり申出によらない仮釈放等の審理を開始した・開始しないこととしたので、通知します。

1 氏名 ( 年 月 日生 )

2 仮釈放等の審理の開始に関する求意見の日 年 月 日

3 審理の種類

- 仮釈放の審理
- 仮出場の審理
- 少年院からの仮退院の審理
- 婦人補導院からの仮退院の審理

4 審理を開始した日又は開始しないこととした日 年 月 日

5 参考事項

（注意） 事例に応じ不要の文字を削り、該当する□にレ印を付すこと。

（用紙 日本工業規格A4）

## 意見等陳述申出書

申出年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_地方更生保護委員会 殿

ふりがな \_\_\_\_\_

申出人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
(代表者氏名・役職名 \_\_\_\_\_)

(法人の場合は、代表者の氏名及び役職名も記入してください。)

### 1 申出人に関する事項

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日生 (\_\_\_\_\_歳)

住 所 等 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

電話番号（自宅・事務所） \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(携 帯) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地・電話番号を記入してください。)

この場合、生年月日を記入する必要はありません。)

申出人と被害者との関係

被害者本人

被害者の法定代理人（親権者 その他 \_\_\_\_\_）

※被害者が死亡し又は心身に重大な故障がある場合の親族（具体的な続柄 \_\_\_\_\_）

（被害者が死亡 被害者の心身に重大な故障）

（申出人が被害者本人でない場合の被害者本人の氏名 \_\_\_\_\_）

（※は被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹のうちのいずれかに限られます。）

連絡方法に関する希望

特になし

次のとおり \_\_\_\_\_

（上記住所への文書連絡又は上記電話番号への電話連絡に支障がある場合には、希望する連絡先・連絡方法等を記入してください。申出人と連絡先が異なるときは、申出人と連絡先との関係を記入してください。）

### 2 意見等の陳述の方法に関する事項

口頭での陳述を希望する。（陳述の日時に関する希望 \_\_\_\_\_）

書面の提出を希望する。

### 3 提出書類

4 加害者（更生保護法第38条第1項又は同法第42条において準用する同法第38条第1項の審理対象者）に関する事項

（明らかにしたくないこと、分からぬことについては、記入する必要はありません。）

ふりがな \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生)

罪名・非行名（事件の概要）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

判決又は処分を言い渡した裁判所 \_\_\_\_\_ 裁判所 \_\_\_\_\_ 支部

判決又は処分の言渡しの日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

判決又は処分の内容

少年院送致（収容施設名 \_\_\_\_\_）  
 懲役・禁錮 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月（収容施設名 \_\_\_\_\_）

検察庁・家庭裁判所での事件番号

\_\_\_\_\_ 年検 第 \_\_\_\_\_ 号  
 \_\_\_\_\_ 年（少）第 \_\_\_\_\_ 号

（注意事項）

- 1 該当する□にレ印をつけ、下線部に記入してください。
- 2 申出人の本人確認ができる資料を提出してください。申出人が被害者本人でない場合には、被害者との関係及び被害者が死亡し又はその心身に重大な故障があることを説明できる資料も提出してください。
- 3 裁判又は審判の結果の通知を書面で受けているときは、通知書の写しを提出してください。
- 4 申出の資格が確認できなかった場合は、申出を受理することができません。
- 5 事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認められるときは、意見等を聴取できないことがあります。
- 6 申出後に、転居等により「住所等」に変更があったときは、速やかに連絡してください。

## 意見等記述書

作成日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_地方更生保護委員会 殿

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

(被害者本人でない場合) 被害者の氏名 \_\_\_\_\_

被害者との関係 \_\_\_\_\_

加害者 \_\_\_\_\_ の 仮釈放・少年院からの仮退院 に関する意見及び被害に関する心情は、以下のとおりです。

---

### (注意事項)

- 1 内容等を確認するため、この記述書に関してお問い合わせをすることがあります。あらかじめ御承知おきください。
- 2 この用紙に書ききれない場合は、適宜用紙を付け足していただいて差し支えありません。
- 3 仮釈放・少年院からの仮退院は、いただいた御意見等のみによって決まるのではなく、
  - ・ 加害者の犯罪又は非行の内容、動機及び原因並びにこれらについての審理対象者の認識及び心情
  - ・ 審理対象者の性格、経歴、心身の状況、家庭環境及び交友関係
  - ・ 矯正施設における処遇の経過及び審理対象者の生活態度等、様々な事情を踏まえて総合的に判断されます。

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格 A4)

様式第22号（規程第17条第3項）

## 意見等録取書

録取日時 年 月 日 時 分 から 時 分 まで

録取場所

意見等陳述者

住 所

氏 名

( 年 月 日 生 · 歳 )

(被害者本人でない場合) 被害者の氏名

被害者との関係

同席者

意見等の内容

意見等陳述者署名 \_\_\_\_\_ 印

(意見等録取書の結びの記載は、次の例による。)

上記のとおり録取し、読み聞かせたところ、誤りのない旨を申し述べて署名押印した。

前同日同所 地方更生保護委員会

保護観察官

印

様式第23号（規則第26条第1項、規程第18条第1項）

## 意見等聴取通知書

年 月 日

様

地方更生保護委員会

あなたから 年 月 日に意見等陳述申出のあった加害者  
に係る 仮釈放・少年院からの仮退院 について、下記のとおり意見等の聴取を行います  
で、通知します。

なお、日程変更等を希望される場合には、下記の連絡先まで早急に御連絡ください。

口頭での陳述

1 実施する日時 年 月 日 ( ) 時 分から

2 実施する場所

3 参考事項

書面の提出

1 別添の意見等記述書（様式第21号）に記入の上、 年 月 日まで（必着）に、下記の連絡先あてに郵送してください。

2 上記の期限までに意見等記述書を郵送されなかった場合、意見等を聴取することができない場合があります。

3 内容等を確認するため、郵送していただいた意見等記述書についてお問い合わせをすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

(連絡先) 地方更生保護委員会  
保護観察官  
電話番号  
所在地

（注意） 事例に応じ不要の文字を削り、該当する□にレ印を付すなどすること。

（用紙 日本工業規格A4）

### 記載要領

- 1 書面の提出を選択する場合には、意見等記述書の用紙を添付して通知すること。
- 2 「口頭での陳述」の「3 参考事項」欄には、地方委員会若しくは委員が聴取するか、又は保護観察官が録取するかの別を記載するほか、来庁される際は、この通知書のほか、印章及び身分証明書を持参していただきたい旨を記載すること。

意見等の聴取をしない旨の通知書

年 月 日

様

地方更生保護委員会

あなたから 年 月 日に意見等陳述申出のあった加害者  
に係る 仮釈放・少年院からの仮退院 に関する意見等に  
ついては、更生保護法 第38条第1項ただし書・第42条において準用する  
同法第38条第1項ただし書 の規定により、聴取しないこととしましたので、  
通知します。

(連絡先) 地方更生保護委員会

保護観察官

電話番号

所在地

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

様式第25号(規程第21条第1項・第2項・第22条第1項・第29条第1項・第5項・第32条第2項・第6項・第53条第4項・第98条第3項・第109条第8項・第112条第1項・第114条第5項・第117条・第119条第3項・第131条第4項・第133条第5項・第142条第7項)

## 決定通知書

年 月 日

(矯正施設の長) 殿  
保護観察所長 殿  
( 支部・駐在官)

地方更生保護委員会

次の者について、 年 月 日下記のとおり決定をしたので、通知します。

1 氏名	(	年	月	日生)	
2 本籍					
3 住居又は現在する場所					
4 仮釈放の対象となった刑					
刑名・刑期				刑期終了日	
(刑) 懲役・禁錮	年	月	年	月	日
仮出場の対象となった刑					
刑名・刑期等					
拘留 日					
罰金・科料 円 労役 日 (1日 円)					
少年院からの仮退院の対象となった保護処分に係る収容すべき期間の終了日					
満齢によるもの	年	月	日		
少年院法第11条第1項ただし書によるもの	年	月	日		
家庭裁判所の決定によるもの	年	月	日		
婦人補導院からの仮退院の対象となった補導処分					
刑名・刑期				懲役・禁錮	
収容すべき期間の終了日			年	月	日

主文

理由

### 付記事項

保護観察実施上の参考事項

効力発生日	年	月	日
保護観察停止解除後の仮釈放期間満了日	年	月	日
その他参考事項			

## 記載要領

- 1 事例に応じ不要の文字を削ること。なお、付記事項欄に記載すべき事項がない場合、付記事項欄のすべてを削除して差し支えない。
- 2 「3 住居又は現在する場所」欄、「4」欄及び主文については、様式第2号の記載要領に準じて記載すること。
- 3 仮釈放の取消しの決定、仮解除取消しの決定、保護観察の停止の決定、保護観察の停止を解く旨の決定又は婦人補導院からの仮退院の取消しの決定を通知する場合は、「付記事項」欄に効力発生日を記載すること。

## 釈放通知書（甲）

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿

（矯正施設の長）

次の者について、下記のとおり 仮釈放を許す・仮出場を許す・婦人補導院からの仮退院を許す・不定期刑の執行を受け終わったものとする 旨の決定により釈放したので、通知します。

### 1 氏名等

氏名 (年 月 日生)  
本籍

### 2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部	
言渡しの日	年	月	日
確定の日	年	月	日
罪名			
刑名・刑期	懲役・禁錮	年	月
	拘留 日, 罰金・科料	円	
収容した日	年	月	日
刑期等起算日	年	月	日
刑期等終了日	年	月	日

### 3 仮釈放を許す・仮出場を許す・婦人補導院からの仮退院を許す・不定期刑の執行を受け終わったものとする旨の決定に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
釈放の日	年 月 日
仮釈放等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
保護観察をつかさどる保護観察所	保護観察所

### 4 参考事項

(1) 労役場留置の日数及び換算金額	日数	日, 換算金額 1 日	円
(2) 不定期刑終了決定の効力発生日		年 月 日	
(3)			

（注意） 1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 「2 裁判に関する事項」の「刑期等起算日」欄には、仮出場の場合は拘置又は労役場留置の始期を、婦人補導院からの仮退院の場合は収容した日を記載し、「刑期等終了日」欄には、仮出場の場合は拘置又は労役場留置の終期を、婦人補導院からの仮退院の場合は収容すべき期間の終了日を記載すること。

3 「3 仮釈放を許す・仮出場を許す・婦人補導院からの仮退院を許す・不定期刑の執行を受け終わったものとする旨の決定に関する事項」については、事例に応じ不要の文字を削ること。

4 仮出場の場合又は不定期刑の執行を受け終わったものとする場合には、「3 仮釈放を許す・仮出場を許す・婦人補導院からの仮退院を許す・不定期刑の執行を受け終わったものとする旨の決定に関する事項」の「仮釈放等の期間」欄及び「保護観察をつかさどる保護観察所」欄の記載を要しない。

様式第27号(規程第24条第1項・第2項・第3項・第29条第6項・第32条第7項・第52条第3項・第53条第5項・第90条第5項・第98条第4項・第110条・第112条第3項・第119条第5項・第131条第7項・第133条第8項・第143条)

## 審理結果通知書

年 月 日

(矯正施設の長) 殿  
保護観察所長 殿  
( 支部・駐在官)

地方更生保護委員会

次の者について、下記のとおり審理の結果を通知します。

1 氏名等

氏名 ( 年 月 日生)  
本籍  
住居又は現在する場所

2 審理の種類

3 申出等の日 年 月 日

4 審理の終結の日 年 月 日

5 審理の結果

6 理由

7 参考事項

(用紙 日本工業規格A4)

記載要領 「3 申出等の日」欄には、仮釈放を許すべき旨等の申出の日のほか、審理再開事由等の通知の日、仮釈放の取消事由の通知の日、保護観察を停止されている仮釈放者の所在が判明した旨の通知の日又は申出によらない審理を開始することとした日を記載すること。

様式第28号（規程第26条第1項・第52条第1項）

## 審理再開事由等通知書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

(矯正施設の長)  
保護観察所長

次の者について、規則第33条第1項・規則第50条第2項（規則第52条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、審理再開事由等を下記のとおり通知します。

1 氏名 ( 年 月 日生 )

2 矯正施設名

3 仮釈放等を許す旨の決定をした地方委員会 地方更生保護委員会

4 釈放すべき日 年 月 日

5 仮釈放等が相当でないと認められる特別の事情又は特別遵守事項を定め、変更し、若しくは取り消すべき事情

6 事後の措置等に対する意見

7 参考事項

（注意）事例に応じ不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格 A4）

## 審理の再開等に関する通知書

年 月 日

（矯正施設の長）殿  
保護観察所長 殿

地方更生保護委員会

次の者に対する仮釈放等の審理の再開について、下記のとおり通知します。

### 1 氏名等

氏名 ( 年 月 日生 )  
本籍  
矯正施設名

### 2 仮釈放等の審理の再開に関する事項

#### 審理の種類

- 仮釈放の審理
- 仮出場の審理
- 少年院からの仮退院の審理
- 婦人補導院からの仮退院の審理

#### 審理の再開

- 再開した
- 再開しないこととした

審理を再開した日又は再開しないこととした日 年 月 日

更生保護法第39条第4項に規定する特別の事情又は再開しないこととした理由

### 3 参考事項

（注意）1 事例に応じ該当する□にレ印を付すなどすること。

2 審理を再開しないこととした場合において、特別遵守事項に関する審理を行うこととしたときは、その旨を「3 参考事項」欄に記載すること。

様式第30号（規則第37条、規程第28条第1項）

## 刑事施設等に収容中の者の不定期刑終了申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

（刑事施設又は少年院の長）

次の者について、刑の執行を受け終わったものとされたく申出をします。

1 氏名等

氏名 ( 年 月 日生 )  
本籍  
現在する場所

2 申出の理由

3 心身の状況

4 矯正施設における処遇の状況

5 帰住予定地

6 引受人の状況

7 釈放後の生活の計画

8 参考事項

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領

- 1 少年院の長が申し出る場合は、「4 矯正施設における処遇の状況」欄には、矯正に関する計画及び処遇の段階を記載すること。
- 2 「6 引受人の状況」欄には、引受人の氏名、住所、続柄等を記載すること。

様式第31号（規程第29条第1項・第119条第1項）

## 不定期刑終了証明書

氏名

生年月日 年 月 日

本籍

上記の者に対し、当地方委員会が、更生保護法 第44条第1項・第78条第1項の規定により刑の執行を受け終わったものとする旨の決定をしたこと  
を証明する。

年 月 日

地方更生保護委員会

（注意）事例に応じ不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第32号（規程第30条・第33条）

## 釈放通知書（乙）

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

（刑事施設又は少年院の長）

次の者を下記の事由により釈放したので、通知します。

1 氏名 ( 年 月 日生 )

2 決定の日 年 月 日

3 釈放の日 年 月 日

4 釈放事由 不定期刑の終了・退院

5 参考事項

（注意） 事例に応じ不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格 A4）

様式第33号（規則第40条、規程第31条第1項）

## 少年院に収容中の者の退院申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

少年院長

次の者について、退院を許されたく申出をします。

1 氏名等

氏名 ( 年 月 日生 )

本籍

現在する場所

2 申出の理由

3 心身の状況

4 少年院における処遇の状況

5 帰住予定地

6 引受人の状況

7 粹放後の生活の計画

8 参考事項

(用紙 日本工業規格A4)

記載要領 「6 引受人の状況」欄には、引受人の氏名、住所、続柄等を記載すること。

様式第34号（規程第32条第1項・第98条第1項）

## 退院証明書

氏名

生年月日 年 月 日

本籍

上記の者に対し、当地方委員会が、更生保護法 第46条第1項・第74条第1項 の規定により退院を許す旨の決定をしたことを証明する。

年 月 日

地方更生保護委員会

（注意） 事例に応じ不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第35号（規程第45条第2項）

## 住居届出書

保護観察所長殿

次のとおり住居を定めたので届出をします。

住居

年 月 日

氏名 印

生年月日 年 月 日

様式第36号(規則第46条, 規程第46条)

## 転居・旅行許可申請書

年 月 日

一 保護観察所長 殿

氏 名

印

生年月日

年 月 日

現在の住居

次のとおり 転居・旅行 の許可を申請します。

転居後の住居又は旅行先

転居の理由又は旅行の目的

転居の日又は旅行の期間

年 月 日から 年 月 日まで

転居又は旅行中における連絡方法

---

(担当保護司記入欄)

転居後の住居・旅行先の状況に関する保護観察対象者の説明内容

転居・旅行の許否に関する意見とその理由

保護観察中であることの秘匿の要否等

---

年 月 日 保護区 担当保護司 印

本件申請の 転居・旅行 について、次のとおり許可 する・しない

1 転居後の住居又は旅行先

申請のとおり  
 ( )

2 転居の日又は旅行の期間

申請のとおり  
 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

保護観察所長

転居・旅行の許可に関する通知書の交付の日及び方法 年 月 日  
主任官から直接交付・郵送(担当保護司経由・直送)

(注意) 事例に応じ該当する項目に○印を付すこと。

様式第37号（規程第48条第1項）

## 転居・旅行の許可に関する通知書

年 月 日

殿

保護観察所長

先に申請のあった 転居・旅行 の許可については, 年 月 日 下記  
のとおり 許可する・許可しない こととしたので, 通知します。

許可する

### 1 転居後の住居又は旅行先

### 2 転居の日又は旅行の期間

年 月 日から 年 月 日まで

(転居又は旅行は, この期間内にすること。この期間外に転居又は7日以上の旅行をする場合には, 改めて許可を受ける必要があります。なお, この期間を超えて, 引き続き旅行をする場合についても同様です。)

### 3 指示事項

- (1) 転居後の住居又は旅行先に到着したら, 速やかに担当保護司に連絡すること。
- (2) 転居若しくは旅行をしなかったとき又は転居の日に転居できなかつたときも, 速やかに担当保護司に連絡すること。
- (3) この通知書を持参の上,

年 月 日 午 時 分

に以下の保護観察所に出頭すること。出頭できないときは電話等により, 同保護観察所に連絡し, その指示に従うこと。

- (4) 旅行先から帰ったら速やかに担当保護司に連絡すること。

### 4 転居後の住居又は旅行先を管轄する保護観察所

保護観察所 ( 支部・駐在官事務所 )

電話番号 ( )

所在地

許可しない

理由

(注意) 1 事例に応じ不要の文字を削り, 該当する□にレ印を付すなどすること。  
2 事例に応じ「3 指示事項」欄中の不要な事項を削ること。

## 特別遵守事項に関する求意見書（甲）

年 月 日

家庭裁判所 支部裁判官 殿

保護観察所長

次の者に対する保護観察について、更生保護法第52条第1項の規定により特別遵守事項に関する家庭裁判所の意見を求めます。

氏名 ( 年 月 日生 )  
本籍  
住居  
職業  
審判 家庭裁判所 支部 年 月 日決定

---

1 定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項	別紙のとおり
2 設定・変更を必要とする理由	別紙のとおり

### 特別遵守事項に関する家庭裁判所の意見

年 月 日

別紙特別遵守事項の設定・変更は、

定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項のうち、不相当と思料するもの

相 当 不 相 当

[ ]

と思料します。

不相当の理由は、下記のとおりです。

不相当の理由	
--------	--

家庭裁判所 支部  
裁判官 印

## 別 紙

### 1 現在設定されている特別遵守事項

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

### 2 定めようとする特別遵守事項

定めようとする特別遵守事項	
(1)	

### 3 変更しようとする特別遵守事項

変更前の特別遵守事項	変更後の特別遵守事項
(1)	

### 4 設定・変更を必要とする理由

様式第39号（規程第52条第4項）

## 特別遵守事項に関する申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者について、特別遵守事項を定め、変更し、又は取り消すべき事情が生じたので、更生保護法第52条第2項又は第53条第2項の決定をされたく申出をします。

### 1 氏名等

氏名 ( 年 月 日生)  
本籍  
住居  
職業

### 2 少年院からの仮退院に関する事項

決定委員会 地方更生保護委員会  
決定の日 年 月 日  
仮退院の日 年 月 日  
仮退院施設

### 仮釈放に関する事項

決定委員会 地方更生保護委員会  
決定の日 年 月 日  
仮釈放の日 年 月 日  
仮釈放施設

### 婦人補導院からの仮退院に関する事項

決定委員会 地方更生保護委員会  
決定の日 年 月 日  
仮退院の日 年 月 日  
仮退院施設

### 3 定めようとする若しくは変更しようとする特別遵守事項又は取り消すべき特別遵守事項 別紙のとおり

### 4 設定・変更・取消しを必要とする理由 別紙のとおり

（注意） 事例に応じ不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

## 別 紙

### 1 現在設定されている特別遵守事項

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

### 2 定めようとする特別遵守事項

定めようとする特別遵守事項	
(1)	

### 3 変更しようとする特別遵守事項

変更前の特別遵守事項	変更後の特別遵守事項
(1)	

### 4 取り消すべき特別遵守事項

取り消すべき特別遵守事項	
(1)	

### 5 設定・変更・取消しを必要とする理由

記載要領 婦人補導院仮退院者について申出をする場合には、本文中「更生保護法第5  
2条第2項又は第53条第2項」とあるのを、「売春防止法第26条第2項に  
おいて準用する更生保護法第52条第2項又は第53条第2項」と書き換えること。

様式第40号（規程第53条第2項・第98条第2項・第109条第5項・第114条第4項・第117条・第119条第2項・第131条第2項・第133条第4項・第142条第4項）

## 受領書（甲）

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

住 居  
氏 名

印

私に関する下記の書面を受領しました。

- 特別遵守事項の設定・変更・取消しの決定書の謄本
- 退院の決定書の謄本及び退院証明書
- 不定期刑の終了の決定書の謄本及び不定期刑終了証明書
- 仮釈放の取消しの決定書の謄本
- 保護観察の停止の解除の決定書の謄本
- 保護観察の停止の取消しの決定書の謄本
- 仮解除の決定書の謄本
- 仮解除の取消しの決定書の謄本
- 婦人補導院からの仮退院の取消しの決定書の謄本

\_\_\_\_\_の決定書の写し

（注意事項） 該当する□にレ印を付すこと。

様式第41号（規程第54条第1項）

## 特別遵守事項に関する求意見書（乙）

年 月 日

裁判所

支部裁判官 殿

保護観察所長

次の者に対する保護観察について、更生保護法第52条第5項の規定により特別遵守事項に関する裁判所の意見を求めます。

氏名 ( 年 月 日生 )  
本籍  
住居  
職業  
裁判所 裁判所 支部 年 月 日宣告 ( 年 月 日確定 )

---

1 定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項 別紙のとおり  
2 設定・変更を必要とする理由 別紙のとおり

### 特別遵守事項に関する裁判所の意見

年 月 日

別紙特別遵守事項の設定・変更は、

定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項のうち、不相当と思料するもの

しかるべき 不相当 [ ]

と思料します。

裁判所 支部  
裁判官 印

## 別 紙

### 1 現在設定されている特別遵守事項

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

### 2 定めようとする特別遵守事項

定めようとする特別遵守事項
(1)

### 3 変更しようとする特別遵守事項

変更前の特別遵守事項	変更後の特別遵守事項
(1)	

### 4 設定・変更を必要とする理由

(表)

## 遵守事項通知書

年 月 日  
殿

地方更生保護委員会  
保護観察所長

あなたが保護観察の期間中遵守すべき事項は、次のとおりです。

### 一般遵守事項

- 1 再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- 2 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
  - イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
  - ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
- 3 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること。
- 4 保護観察に付されたときに保護観察所の長に届け出た住居又は転居をすることについて保護観察所の長から許可を受けた住居に居住すること。
- 5 転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

### 特別遵守事項

1

2

3

(裏)  
誓 約

本書に掲げられた遵守事項は、私が保護観察の期間中守らなければならない事項であり、その具体的な内容についてもただいま説明を受け、よく分かりました。

これらの遵守事項は、善良な社会の一員として自立し、改善更生するために守ることが必要なものであり、これらを守らなかつた場合は、矯正施設に収容されることがあることについても説明を受け、理解しました。

私は、今後、本書に掲げられた遵守事項を守り、再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう、健全な生活態度を保持することを誓います。

年 月 日

印

記載要領

- 1 少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者に交付するときは、一般遵守事項中「3 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること。」を削除し、「4 保護観察に付されたときに保護観察所の長に届け出た住居」とあるのを「3 少年院からの仮退院を許す旨の決定により定められた住居」、「3 仮釈放を許す旨の決定により定められた住居」又は「3 婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定により定められた住居」と、「5」とあるのを「4」と修正すること。
- 2 特別遵守事項を定めない場合には、「特別遵守事項」欄を削除すること。

## 生活行動指針通知書

年 月 日

殿

保護観察所長

あなたの生活行動指針は、次のとおりです。

保護観察期間中は、生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう努めてください。

### 1 生活行動指針

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

### 2 備 考

(1) 新たに設定、変更又は取り消した生活行動指針

ア 新たに設定、変更又は取消しをした日 年 月 日  
イ 新たに設定、変更又は取消しをした内容

- (2)

（用紙 日本工業規格A4）

### 記載要領

1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 「2 備考」欄には、これに即して生活し、又は行動しないときは、特別遵守事項として定めることが想定される生活行動指針を特定して注意を喚起するなど、指導監督を受けるに当たり、必要と認められる留意点等を記載すること。

また、「2 備考」の「イ 新たに設定、変更又は取消しをした内容」欄には、生活行動指針を新たに設定した場合には「「〇〇すること。」を新たに設定した。」と、変更した場合には「「〇〇すること。」を「〇〇すること。」と変更した。」と、取り消した場合には「「〇〇すること。」を取り消した。」等と記載すること。

様式第44号（規程第59条）

## 職業紹介依頼書

年 月 日

公共職業安定所長 殿

保護観察所長

次の者について職業紹介方を依頼します。

1 保護観察対象者の氏名等

氏名 ( 年 月 日生 )  
住居

2 保護者又は引受人の氏名等

氏名  
続柄  
住所

3 特記事項

取扱者 保護観察官 (電話 ( )) 内線 ( )

(用紙 日本工業規格A4)

記載要領 「3 特記事項」欄には、罪名又は非行名、保護観察の状況、保護観察対象者の就職の必要性及び就職に対する意欲、職業あっせん上の留意事項、保護観察対象者を雇用しようとする事業主が特に配慮を要する事項その他職業紹介依頼に当たって特記すべき事項を記載すること。

## 補導援護・救護委託書

年 月 日

殿

保護観察所長

次のとおり委託します。

1 氏名 ( 年 月 日 生 )

2 住居

3 保護観察期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 親族等の状況

5 保護観察対象者の経歴、心身の状況等

6 補導援護又は救護を必要とする事情及び保護観察対象者の意向等

7 補導援護又は救護の方針

8 補導援護若しくは救護の措置の対象者又はその扶養義務者の費用負担能力 □有 □無

9 面接の日 年 月 日

10 参考事項

調査者 年 月 日 保護観察官

1 委託する補導援護又は救護の措置の内容

(更生保護施設)

補導援護(一般) 日間( . . ~ . . )

宿泊 日間( . . ~ . . ) 食事付宿泊 日間( . . ~ . . )

(更生保護施設以外)

補導援護(自立準備支援) 日間( . . ~ . . )

宿泊 日間( . . ~ . . ) 食事給与 日間( . . ~ . . )

2 参考事項(当庁でとった救護の措置)

食事給与 ( 円 )( 食分 )

帰住援助 (旅費給与 円 )(割引証交付 片道・往復・無)( 線 駅まで )

金品の給与・貸与 ( )

その他( )

(注意) 事例に応じ不要の文字を削り、該当する□にレ印を付すこと。

## 記載要領

- 1 「6 補導援護又は救護を必要とする事情及び保護観察対象者の意向等」欄には、調査時における所持金について調査の上、適宜記載すること。
- 2 「10 参考事項」欄には、活用できる社会資源その他参考となる事項を記載するほか、過去に補導援護の措置の委託又は救護を行った場合には、その内容を記載すること。
- 3 「1 委託する補導援護又は救護の措置の内容」の「補導援護（一般）」欄には、法第58条各号に掲げる方法による補導援護の措置のうち、規則第56条第2項の規定による職業訓練及び規則第57条の規定による生活指導として行う薬物依存回復訓練を除いたものを記載すること。

## 職業訓練委託書

年 月 日

殿

保護観察所長

次のとおり委託します。

1 氏名 ( 年 月 日生) 男 女

2 住居

3 就労意欲、職業能力、経歴、心身の状況、生活の計画その他参考となる事項

4 訓練の方針、内容、方法、留意事項その他

5 参考事項

調査者	年	月	日	保護観察官
委託する措置の内容				
補導援護（職業訓練）	日間	(	・	・

（注意） 事例に応じ該当する□にレ印を付すこと。

（用紙 日本工業規格A4）

## 薬物依存回復訓練委託書

年 月 日

殿

保護観察所長

次のとおり委託します。

---

1 氏名 ( 年 月 日生) 男 女  
2 住居  
3 訓練を受ける意欲, 経歴, 心身の状況, 規制薬物等の使用歴, 生活の計画その他参考となる事項

4 訓練の方針, 内容, 方法, 留意事項その他

5 参考事項

---

調査者 年 月 日 保護観察官

委託する措置の内容

補導援護 (薬物依存回復訓練) 日間( . . ~ . . )

(注意) 事例に応じ該当する□にレ印を付すこと。

(用紙 日本工業規格A4)

## 記載要領

- 1 「5 参考事項」欄には、規制薬物等に対する依存を理由とした医療機関での受診歴、関係機関等への相談歴及び民間自助団体のグループミーティングへの参加経験の有無等について記載すること。
- 2 「委託する措置の内容」が更生緊急保護として行う薬物依存回復訓練である場合には、「補導援護（薬物依存回復訓練）」を「更生緊急保護（薬物依存回復訓練）」と書き換えること。

様式第47号（規程第62条第1項・第165条第2項）

## 誓 約 書

このたび私は、で 補導援護・応急の救護・更生緊急  
保護 を受けることとなりました。

期間中は、担当の方々の指示に従い、改善更生に努めることを誓います。

年 月 日

氏 名

印

## 委託措置実施報告書（年 月分）

氏名	受託者 印			
委託を受けた内容	補導援護（一般） 日間 ( . . . ~ . . . )	食事付宿泊の供与 日間 ( . . . ~ . . . )	宿泊の供与 日間 ( . . . ~ . . . )	
	当月の実施内容 補導援護（一般）の状況は別記のとおり			
その他実施した措置の内容	当月の状況又は当月中の委託終了時までの状況			
就業状況	<input type="checkbox"/> 定職 <input type="checkbox"/> 暫定 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 不就業 職種			
	勤務先	電話 ( )		
	保護観察秘匿の要否	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	就業態度	<input type="checkbox"/> 勤勉 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 怠惰
	稼働日数	日	収入	円
健康状況	<input type="checkbox"/> 壮健 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 高齢等により稼働困難			
交友関係及び余暇の過ごし方				
その他行状等				
自立への準備の状況				
退去予定先	本人との続柄			
退去予定先の調整状況				
受託者の意見等	(保護観察所に求める措置) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
	(受託者としての今後の方針)			

( 年 月分 )

氏名 ( )

(用紙 日本工業規格 A4)

## 記載要領

- 1 事例に応じ不要の文字を削り、該当する□にレ印を付すなどすること。
- 2 委託を受けた措置の内容に応じ、「補導援護（一般）」を「補導援護（自立準備支援）」、「更生緊急保護（その他）」又は「更生緊急保護（自立準備支援）」と、「食事付宿泊の供与」を「食事の給与」と書き換えること。
- 3 「補導援護（一般）の実施状況」欄には、法第58条各号に掲げる方法による補導援護の措置のうち、規則第56条第2項の規定による職業訓練及び規則第57条の規定による生活指導として行う薬物依存回復訓練を除いたものを記載すること。

## 様式第49号（規程第63条第2項・第165条第2項）

## 職業訓練實施報告書

( 年 月分 )

氏名				受託者	印	
委託を受けた内容	日間 ( . . . ~ . . . )	当月の 実施内容	日間			
当月の状況又は当月中の委託終了時までの状況						
訓練状況	訓練先		訓練態度	<input type="checkbox"/> 熱心	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 不熱心
	主な訓練内容					
訓練の状況に に関する問題及 び今後の方針						
受託者 の 意 見 等	(保護観察所に求める措置)					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	(受託者としての今後の方針)					

# 藥物依存回復訓練實施報告書

( 年 月分 )

氏名	受託者		
印			
委託を受けた内容	日間 ( . . ~ . . )	当月の 実施内容	日間
当月の状況又は当月中の委託終了時までの状況			
訓練状況	訓練先	訓練態度	<input type="checkbox"/> 熱心 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不熱心
	主な訓練内容		
訓練の状況に関する問題及び今後の方針			
受託者の意見等	(保護観察所に求める措置) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	(受託者としての今後の方針)		

記載要領 委託を受けた更生緊急保護の実施状況を報告する場合には、「補導援護（薬物依存回復訓練）」を「更生緊急保護（薬物依存回復訓練）」と書き換えること。

## 委託内容変更通知書

年 月 日

（受託者） 殿

保護観察所長

次の者について、委託内容を下記のとおり変更したので、通知します。

1 氏名 ( 年 月 日生 )

2 委託した日 年 月 日

3 受託者

4 変更後の委託内容

(更生保護施設)

補導援護（一般） 日間( ～ )

補導援護（薬物依存回復訓練） 日間( ～ )

食事付宿泊 日間( ～ )

宿泊 日間( ～ )

更生緊急保護（その他） 日間( ～ )

更生緊急保護（薬物依存回復訓練） 日間( ～ )

(更生保護施設以外)

補導援護（自立準備支援） 日間( ～ )

補導援護（職業訓練） 日間( ～ )

補導援護（薬物依存回復訓練） 日間( ～ )

食事給与 日間( ～ )

宿泊 日間( ～ )

更生緊急保護（自立準備支援） 日間( ～ )

更生緊急保護（薬物依存回復訓練） 日間( ～ )

5 委託した内容を変更する理由その他参考事項

（注意）事例に応じ不要の文字を削り、該当する□にレ印を付すこと。

様式第51号（規程第64条第5項・第165条第2項）

## 委託解除通知書

年 月 日

（受託者） 殿

保護観察所長

次の者について、下記のとおり委託を解除したので、通知します。

1 氏名 ( 年 月 日生 )

2 委託した日 年 月 日

3 受託者

4 解除した委託の内容

5 委託を解除した理由その他参考事項

様式第52号（規則第68条、規程第66条）

## 出頭命令書

年 月 日

殿

地方更生保護委員会  
保護観察所長

更生保護法第63条第1項の規定により、出頭を命じます。  
この書面を持参し、下記により出頭してください。  
正当な理由がないのにこの出頭の命令に応じないときは、引致状により  
引致されることがあります。

1 日 時 年 月 日 午 時 分

2 場 所

3 備 考

（注意事項） 上記日時に出頭できないときは、必ず事前に電話その他の  
方法で、その事情と出頭できる日時とを連絡してください。

（連絡先） 地方更生保護委員会・保護観察所  
保護観察官  
電話番号  
所在地

（注意） 事例に応じ不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 婦人補導院仮退院者に対し出頭を命ずる場合には、本文中「更生保護法  
第63条第1項」とあるのを、「売春防止法第26条第2項において準用す  
る更生保護法第63条第1項」と書き換えること。